

法人のお客さまへ届出事項変更お手続きに必要な確認書類のご案内

株式会社 常陽銀行

届出事項の変更（代表者変更、住所変更、改印）のお手続きをいただくために、以下の書類が必要になります。

ご来店いただく際には、事前にご準備いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

○届出事項の変更に必要な書類

- ・履歴事項全部証明書(6か月以内に発行)（原本）
- ・印鑑証明書(6か月以内に発行)（原本）
- ・ご来店される方の本人確認書類（運転免許証等の原本）
- ・実質的支配者の確認資料（下記書類の写し、何れか1点）

法人税確定申告書別表2（決算関係書類）、法務局による実質的支配者リスト、株主名簿
--

○ご留意事項

以下の(a)～(d)いずれかに該当がある場合は、予約申込後、別途電話で追加の書類準備をお願いする場合がございます。お手数をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- (a)当座預金のお取引あり
- (b)融資のお取引あり
- (c)投資信託・債券のお取引あり
- (d)（改印の場合）旧印を紛失

以上